「長岡市、内閣府地方創生推進事務局及び国立大学法人東京大学連携研究機構不動産イノベーション研究センターの研究連携協力に関する協定書」について

令和4年3月30日

1. 本協定のコンセプト

「イノベーション地区」とは何を目指すものか: 新しい地域活性化モデルの構築

イノベーションの創発

- ・研究機関・大学との連携
- ・スタートアップ支援
- ·VC等資金支援





出典: Pandolf他(2011)

居心地が良く開かれたまちづくり

【「場」と「空間」の工夫】

- ・ウォーカブルなまちなか空間
- ・カフェ・レストラン・バー
- ・オフィス・住宅の混在



多様な人々が集まり、交流する ことで新たな価値を創出





出典: PPSウェブサイト

デジタルとリアルの融合





欧米等諸外国における 「イノベーション地区」モデルの進展



我が国における「イノベーション地区」モデルの展開



居心地の良いまちが多様なイノベーターを引き付け、交流を起こし、 イノベーションや「しごと」を生み出す循環構造の実現

イノベーターが「場の力」で化学反応「場の力」がイノベーター達によりさらに増進

モデル都市・新潟県長岡市における

「イノベーション創発」と「居心地のよいまちづくり」の融合モデルの構築・3 D展開

2. 協定の内容

(目的)

第1条 長岡市、内閣府地方創生推進事務局(内閣府地創)及び国立大学法人東京大学連携研究機構不動産イノベーション研究センター(東大CREI)は、

我が国における初の「イノベーション地区」創設を目指し、 デジタル技術の活用やウォーカブルなまちなかの実現等、 イノベーションが生まれる都市(まち)の条件について

長岡市をモデルに継続的に評価・検証を行うため、次の条項に従い協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(定義)

第2条 本協定において、「イノベ―ション地区」とは、

大学・研究機関、インキュベーション施設、ベンチャー企業、

事業創発・発展を促進する企業・団体等が効果的に連携・集積している地域

であって、

物理的にコンパクトで交通の便がよく、ネット環境が整備され、 住宅・オフィス・小売店・飲食店等が混在している地区

を指すものとする。

(研究連携協力事項)

第3条 長岡市、内閣府地創及び東大CREIは、以下の各号に基づき長岡市域をフィールドとした調査・研究と内閣府地創及び東大CREIによる分析・助言について連携協力する。

- (1)「イノベーション地区」の形成及びそれを核とした「イノベーション都市」のあり方の検討
- (2) ウォーカブルなまちなか、アメニティのあり方、リノベーションまちづくり等の検討
- (3) 長岡市域における**魅力の発見・発信とイノベーション地区との連携**
- (4) イノベーション地区を核とした**イノベーション推進組織のあり方・設置**の検討
- (5) リアルとデジタルが融合することによる効果の分析・検討
- (6) その他長岡市、内閣府地創及び東大CREIが合意し、定める事項

(役割分担)

- 第4条 本協定に基づく連携協力においては、以下の各号の役割分担を基本とする。
 - (1) 長岡市:長岡市域の**中心市街地活性化及び地方創生施策**に関する調査・検討、 市内学術研究機関との連携等
 - (2) 内閣府地創:**全国的観点から見た助言、横展開**等
 - (3) 東大CREI: データ分析、海外との連携、不動産事業者に対する助言等
- 2 前項の役割分担については、必要に応じて長岡市、内閣府地創及び東大CREIで合議 を行い、追加及び変更を行うものとする。

(協力機関)

- 第8条 本協定の推進を支援するとともに、研究成果の活用を行うための協力機関は、本協 定締結当初においては、独立行政法人都市再生機構とする。
- 2 当該協力機関の変更又は追加については、関係機関と長岡市、内閣府地創及び東大 CREIとの間で合議して決定する。

(その他雑則)